

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定  
.....(環境局環境改善部化学物質対策課).....

公告

○優良映画等の推奨.....  
.....(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課).....  
○国土調査の成果の認証.....  
.....(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課).....  
○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要.....  
.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....

告示

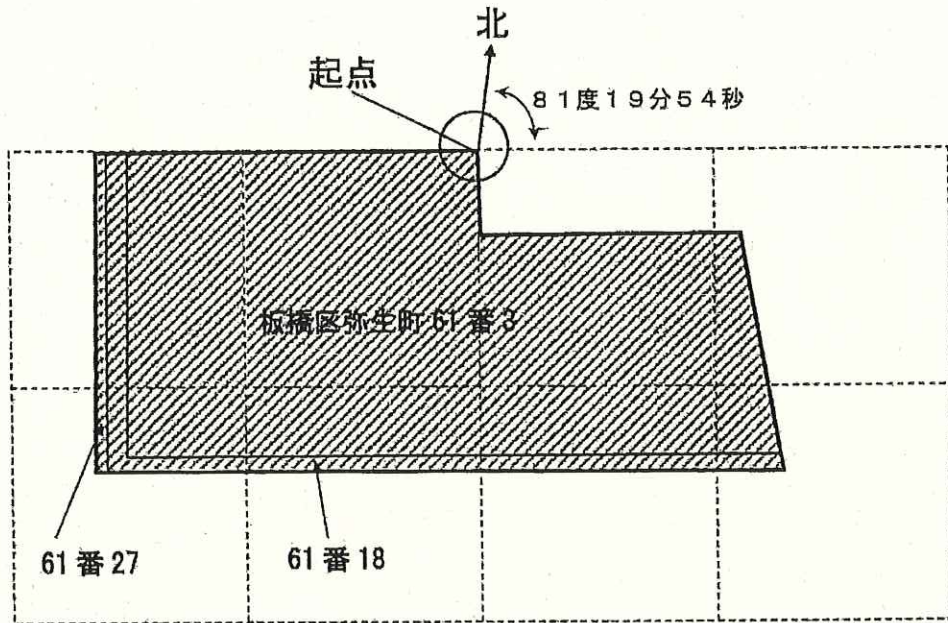
●東京都告示第千一百一十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。)第六条第四項の規定により、平成二十九年東京都告示第九号により指定した、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)の全部の指定を解除し、法第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、法第六条第五項及び法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年八月十四日  
東京都知事 小池百合子

- 一 要措置区域の指定を解除し形質変更時要届出区域に指定する区域 別図のとおり(板橋区弥生町地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 なし
- 五 その他 この告示により要措置区域の指定を解除し形質変更時要届出区域に指定する区域は、法第六条第一項第二号の基準に該当しないことを確認した。

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 要措置区域の指定を解除し形質変更時要届出区域に指定する区域

【起点】

起点は、板橋区弥生町 61 番 3 の最北端とする。

【格子の回転角度 (81度19分54秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第八十一号）第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

平成三十年八月十四日

東京都知事 小 池 百合子

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由

四五二	映画	泣き虫しよ	「泣き虫しよ」製作委員会	青少年を健全に育成する上で有益であると認める。
四五二	映画	泣き虫しよ	「泣き虫しよ」製作委員会	青少年を健全に育成する上で有益であると認める。
四五二	映画	泣き虫しよ	「泣き虫しよ」製作委員会	青少年を健全に育成する上で有益であると認める。

「泣き虫しよ」製作委員会

国土調査の成果の認証について

日の出町における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年八月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者の名称 日の出町

二 調査を行った期 平成二十三年九月から平成二十四年三月まで